

自治体が策定する障害者差別禁止条例等の現状

伊藤久雄（認定NPO法人まちぽっと理事）

1. 障害者差別禁止条例の現状

内閣府が6月3日に公表した「障害者差別禁止の条例があれば相談も増加する」との調査結果は、6月17日付の「まちぽっとリサーチ」および「市民自治ノート」で報告した。別紙＝障害者差別禁止の条例があれば相談も増加 内閣府が各地域を調査。

この内閣府の調査を報道した福祉新聞（6月3日）の記事では、内閣府の調査として障害者差別禁止条例（内閣府は障害者差別解消条例）のある都道府県・政令市は32、中核市、市町村は42という条例数があげられている（ただし、内閣府のホームページにはこの調査報告は掲載されていない）。

また、障害保険保健福祉研究情報システム作成の一覧表（JDF事務局からの情報をもとに作成）をみると少し調査時期が古く、掲載されている条例は32であった。そこで筆者がホームページで検索して調査した結果によると、別紙一覧表のような状況であった。都道府県と市町村別に分ければ以下になる。

都道府県 26条例

市町村 16条例 計42条例

なお42の条例の中には、出雲市のような福祉のまちづくり条例の改正によって、国の障害者差別解消法に対応したところもある。出雲市は次のように述べている。『障がいを理由とする差別解消に向けた市の取組をさらに推進するため、障害者差別解消法に掲げる規定を「出雲市福祉のまちづくり条例」に新たに盛り込み、また市及び事業者の役割を明確にする改正を行いました。』

内閣府の調査内容が明らかではないので明確には言えないが、内閣府調査による74条例の中には出雲市のような事例もあるのではないかと想定される。しかし、明確なのは筆者が調査した42条例である。ただし、42条例であるか74条例であるかは別として、まだまだ自治体が策定する障害者差別禁止条例はあまりにも少ない。

障害者差別解消法には施行3年後の見直し規定があり、「内閣府は今年1月、障害者政策委員会に対し、見直しに向けて検討するよう求めた」とされる。その実現を待つまでもなく、条例策定によって法を補完、強化することをすすめるべきではない。それは福祉新聞は指摘するように以下の諸点である。

- ・障害者への合理的配慮の提供を民間事業者にも義務付けること。義務付けた場合の民間事業者（特に中小事業者）への支援のあり方。
- ・ワンストップの相談窓口や相談員の配置といった体制の構築。

- ・地域の関係機関で構成する地域協議会の設置を義務付けること。
- ・罰則など、差別解消の実効性をどう担保するか、その仕組みの構築。

なお、手話言語条例制定自治体（情報・コミュニケーション条例を含む）は、26 道府県/6 区/202 市/39 町/1 村、計 274 自治体（2019 年 5 月 31 日現在）に上る（全日本ろうあ連盟：手話言語条例マップによる）。

2. 障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消支援地域協議会は、差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づき、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（「関係機関」という）によって設置できるとされている。

しかし設置状況は福祉新聞のように芳しくなく、2016 年 4 月 1 日時点で 36%、2017 年 4 月 1 日時点においても 41%に過ぎない。先にも触れたが、この障害者差別解消支援地域協議会の設置も課題である。

3. 都内自治体の現状

(1) 障害者差別禁止条例

再掲すれば以下のとおりである。東京都も含めて 4 条例に過ぎない。特別区はいまだ 1 つも策定されていない。自治体や議会の積極的な取り組みが求められる。

八王子市	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	2011 年 12 月 15 日	2012 年 4 月 1 日
国立市	国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例	2015 年 9 月 17 日	2016 年 4 月 1 日
立川市	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例	2017 年 12 月 18 日	2018 年 4 月 1 日
小金井市	障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例	2018 年 3 月 27 日	2018 年 10 月 1 日
東京都	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例	2018 年 7 月 27 日	2018 年 10 月 1 日

(2) 手話言語条例（情報・コミュニケーション条例を含む）

都内自治体において、手話言語条例が成立、施行されたところは以下のとおりである（全日本ろうあ連盟・手話言語条例マップによる）。

	条例名	成立	施行
江戸川区	江戸川区手話言語条例	2018 年 3 月 23 日	2018 年 4 月 1 日
荒川区	荒川区手話言語条例	2018 年 7 月 5 日	2018 年 7 月 17 日
豊島区	豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例	2018 年 12 月 11 日	2019 年 4 月 1 日
足立区	足立区手話言語と障がい者の意思疎通支援に関する条例	2019 年 3 月 14 日	2019 年 4 月 1 日
墨田区	墨田区手話言語および障害者の意思疎通に関する条例	2019 年 3 月 19 日	2019 年 4 月 1 日
葛飾区	葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	2019 年 03 月 28 日	2019 年 4 月 1 日

都内では以上の 6 条例が施行されている。その特徴は、施行された条例が障害者差別禁止条例とは逆にすべて特別区であること、および今年 4 月 1 日に施行された 4 条例がすべて、いわゆる情報・コミュニケーション条例の内容を含むものだという点である。条例がすべて特別区だということは、この 6 特別区は障害者差別禁止条例の検討が当面困難なため、手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）を先行させたという見方でもできる。

東京都を含め、未制定の自治体がどのような検討を行っているか定かではないが、障害者差別禁止条例の検討とあわせて手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）の検討をすすめることを求めたい。

（3）障害者差別解消支援地域協議会

都内自治体の協議会設置状況は以下のとおりである。東京都以外の協議会は、既存の組織の活用や部会を置くなどの組織改正を含めて対応しているところもある。特に多摩 26 市に多いのが特徴である。

- 東京都（2016 年 6 月 15 日設置）
- 特別区 設置 16 区（69.6%）

千代田区（障害者支援協議会）、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区（地域自立支援協議会）、品川区、目黒区、大田区、世田谷区（自立支援協議会）、中野区、杉並区（障害者差別解消支援地域会議）、豊島区、板橋区、練馬区

○ 多摩地域 26 市 設置 19 市 (73.1%)

八王子（障害者の権利擁護に関する調整委員会）、立川市（障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会）、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市（地域自立支援協議会）、日野市、国分寺市、国立市（自立支援協議会）、福生市、狛江市（地域自立支援協議会）、東大和市（地域自立支援協議会）、清瀬市（地域自立支援協議会）、東久留米市（地域自立支援協議会）、多摩市（地域自立支援協議会）、羽村市（地域自立支援協議会）、あきる野市（地域自立支援協議会）、西東京市

課題は協議会の運用である。東京都を例にとりて、現状をみてみたい。東京都の協議会の所掌事項は以下の 4 点である。

- (1) 障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
- (2) 障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等に関する事項
- (3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項
- (4) その他、障害者の差別解消及び障害者の権利擁護に関する事項

都は、協議会のホームページで「東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況」と「障害者差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査結果について」を公表している。「障害者差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査結果について」は、協議会の HP からデータにアクセスできるので参照していただきたい。

障害者差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査結果について

<https://search.metro.tokyo.lg.jp/?kw=%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%B7%AE%E5%8%A5%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%90%88%E7%90%86%E7%9A%84%E9%85%8D%E6%85%AE%E3%81%AE%E5%A5%BD%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E7%AD%89%E3%81%AE%E8%AA%BF%E6%9F%B%E7%B5%90%E6%9E%9C%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6&temp=JP&ie=u&ord=s&num=10>

ここでは、「東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況」の中から、2 点紹介したい（詳しくは下記を参照されたい）。

○ 相談受付件数

受付件数は 2017 年度に減少したものの、2018 年度は相当程度増大するものと思われる。そこで年度途中の資料ではあるが、相談受付状況をみておきたい。

- ・2016 年度 166 件
- ・2017 年度 118 件
- ・2018 年度（4 月 1 日～11 月 30 日） 180 件

○ 相談受付件状況

相談内容

	不当な差別	合理的配慮	その他※	合 計
割 合	26%	22%台	52%	100%

※その他には、法や条例の内容及び解釈、窓口案内、苦情や都の取組内容への質問を含む。

相談者の分類（「当事者の関係者」からの相談を含む）

	当事者	当事の 関係者	行政機 関 等	民間事 業 者	第三者	その他 (不明)	合 計
割合	40%	14%	26%	11%	3%	7%	100%

※行政機関等は 2017 年度の同期間では 11%だったので、2018 年度は倍以上に増えている。

当事者の障害種別

	視覚 障害	聴覚 障害	肢体 不自由	知的 障害	精神・発 達障害	難病	不明 その他	合計
割合	11%	7%	19%	6%	30%	3%	24%	100%

※2017 年度の同時期と比較すると、精神・発達障害が増え、視覚障害が減っている。

相談分野の分類

	行政機 関等	教育	雇用・ 就業	交通	医療・ 福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他 ※	合計
割合	23%	14%	4%	8%	6%	21%	9%	14%	100%

※その他には、分野不明、私人関係、自身の状況への不安等を含む。

東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況

[file:///C:/Users/User/AppData/Local/Temp/Temp1_shiryou30-2%20\(1\).zip/01%20](file:///C:/Users/User/AppData/Local/Temp/Temp1_shiryou30-2%20(1).zip/01%20)

以上のような受付状況において、私が最も注目したいのは相談分野の分類で行政機関等が最も多いことである。これは、相談者の分類において行政機関等が多くなり、当事者に次いで多いことと関連している可能性がある。かねてより、行政機関等から受ける二次差別が問題とされてきたが、それが現在の課題であるとしたら深刻に受け止める必要がある。

4. 今後の課題

東京都の手話言語条例（情報・コミュニケーション条例を含む）の現状について先述したが、そこで気になったこと、すなわち条例がすべて特別区だということ、障害者差別禁止条例を施行している東京都ほか4自治体は手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）を策定していないということである。私は「6別区は障害者差別禁止条例の検討が当面困難なため、手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）を先行させたという見方もできる」と述べたが、全国的にはどうだろうか。障害者差別禁止条例を施行する42自治体を調べてみると、以下ようになった。

障害者差別禁止条例と手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）をともに策定	障害者差別禁止条例のみ策定
北海道、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、浦安市、新潟県、富山県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪市、明石市、宝塚市、奈良県、和歌山市、鳥取県、出雲市、沖縄県	岩手県、仙台市、栃木県、さいたま市、八王子市、国立市、立川市、小金井市、東京都、山梨県、滋賀県、長岡京市、松江市、徳島県、土庄町、福岡県、福岡市、長崎県、熊本県、大分県、別府市、鹿児島県
21自治体	21自治体

きれいに2分されたが、この結果をどうみるかは難しい。制定されている条例数だけを見れば、手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）が274と、障害者差別禁止条例の42の6.5倍にもなるから、手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）の方が策定しやすい（障害者差別禁止条例に先行した）とみるべきなのか、全日本ろうあ連盟などの強力な運動の成果だととらえるべきなのか、にわかには判断しがたい。

私はむしろ、手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）策定の21自治体が障害者差別禁止条例も策定している事実、そして障害者差別禁止条例を策定した自治体の半数が手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）を策定しているという事実注目すべきだと思う。手話言語条例（情報・コミュニケーション条例）策定を先行させたとしても、続いて障害者差別禁止条例策定に向かうという状況をつくり出して欲しい。障害者差別禁止条例策定自治体はまだまだきわめて少数なのだから。